

第5章 その他環境省令で定める事項

5.1 環境影響評価法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される第三条の七第一項に基づく配慮書の案についての意見と都市計画決定権者の見解

5.1.1 一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

一般の環境の保全の見地からの意見（アンケート調査：平成27年9月17日～10月16日）と都市計画決定権者の見解を表5-1-1に示す。

表5-1-1 一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	住民等からの意見	都市計画決定権者の見解
大気質, 騒音	<ul style="list-style-type: none"> 車の排気が発生する為に緑を多くしてもらいたい。 騒音対策等を検討してほしい。 住宅への騒音や排気ガスなどの影響を配慮すべき。 <p style="text-align: right;">他 12 件</p>	<p>本事業の目的を勘案しながら、大気質等の生活環境に実行可能な範囲で影響が生じないように配慮して、道路計画の検討を進める。</p> <p>また、具体的なルートや道路構造等については、これらを決定する段階で、既存の住居等の配置について、実行可能な範囲で配慮して検討を進める。</p>
動物, 植物, 生態系	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境への影響を考えてほしい。 自然環境の向上に繋がるような道路を望む。 	<p>本事業の目的を勘案しながら、動物等の自然環境に実行可能な範囲で影響が生じないように配慮して、道路計画の検討を進める。</p> <p>また、具体的なルートや道路構造等については、これらを決定する段階で、現地調査等を行い、重要な種の分布を把握し、実行可能な範囲で配慮して検討を進める。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動・排ガスなどの問題が出てくるのは必至なので、くれぐれも周囲の住民の意見を尊重してほしい。 地下鉄空港線のトンネル建設に伴い、福岡空港周辺の環境が悪化したのであれば、その内容について配慮してほしい。 近隣の都市化が進み、自然環境を危惧。自然と都市化の住み分けに重点をおいていただきたい。 景観への影響を考えてほしい。 これからの福岡の国内、海外との利便性のためには空港および周辺の整備は必要であり、環境や景観等はある程度譲歩すべき。 周辺環境への配慮。空港利用者のためだけににならないように。 遺跡の保存を行ってほしい。 <p style="text-align: right;">他 4 件</p>	<p>本事業の目的を勘案しながら、ご意見の内容に応じて配慮して、道路計画の検討を進める。</p> <p>また、具体的なルートや道路構造等については、これらを決定する段階で、ご意見の内容について、必要に応じて配慮して検討を進める。</p>